

令和8年6月17日

河合町議会議長 疋田 俊文 殿

提出者	河合町議会議員	常 盤 繁 範
賛成者	河合町議会議員	佐 藤 利 治
賛成者	河合町議会議員	中 山 義 英
賛成者	河合町議会議員	坂 本 博 道
賛成者	河合町議会議員	馬 場 千恵子
賛成者	河合町議会議員	杵 本 貴 司
賛成者	河合町議会議員	長谷川 伸 一

河合町議会基本条例の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

河合町議会基本条例の一部改正について

河合町議会基本条例第 36 条(条例の見直し)には、議会は常に町民の意見、社会情勢その他の状況の変化を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の処置を講ずるものとするとの規定がある。

河合町議会は、この条文に基づき議長の働き掛けによって、条例の規定について検討を行う協議を続けてきた。

結果として以下の条文の一部改正を行うこととする。

- 1、 第 18 条(会議における質疑応答)を(会議における質疑応答及び反問権)とし、議員の質疑及び質問等に対し、論点を明確にし議論を深めるため、町長等及び町職員は議長又は委員長の許可を得て反問することが出来ることを明記する。
- 2、 第 31 条(議会図書室)は条文を 1 項追加し、地方自治法第 100 条 19 項に定める図書室附置と保管要件及び、議会議員が構成員として出席する町長附属機関、一部事務組合議会の会議資料、会議録その他の資料を議会図書室に保管し、閲覧に供することを明記する。

以上、河合町議会会議規則第 13 条の規定に基づき、令和 8 年 6 月定例会において、河合町議会基本条例の一部改正を発議するものである。

この条例は、令和 8 年 7 月 1 日から施行する。

令和 8 年 6 月 17 日

奈良県北葛城郡河合町議会